

遺骨収集事業の概要



厚生労働省社会・援護局

令和3年5月

○ 厚生労働省が実施する遺骨収集事業

厚生労働省が担う援護行政は、終戦に伴う引揚者対策に始まり、その後、戦傷病者及び戦没者遺族等の援護などの問題に対応しつつ、種々の変遷を経て、今もなお、戦争によって残された問題の解決に取り組んでいます。その一環として先の大戦による戦没者の遺骨収集事業を国の責務として実施しています。

・ 地域別戦没者遺骨収容概見図

令和2年度末時点での各地域の遺骨収容状況は、以下の通りです。



海外戦没者（硫黄島、沖繩を含む）は約 240 万人にのぼります。令和2年度末の時点で未収容の御遺骨約 112 万柱のうち、約 30 万柱が沈没した艦船の御遺骨で、約 23 万柱が中国等、相手国・地域の事情により収容困難な状況にあります。これらを除く約 59 万柱の御遺骨を中心に、海外公文書館から得られた情報や戦友等からの情報を元に、具体的な埋葬場所の所在地を推定し、現地調査や遺骨収集を推進してまいります。

・ 遺骨収集事業の推移

昭和 27 年度以来、厚生労働省では海外（硫黄島、沖縄を含む）での遺骨収集を実施しています。

第 1 次計画
(昭和 27 年～32 年)

旧主要戦域となった各地を船舶等で巡航して実施し、もっぱら戦没者の御遺骨の一部を「象徴遺骨」として收容しました。

第 2 次計画
(昭和 42 年～47 年)

第 1 次計画後も、遺族や戦友による独自の遺骨収集活動が継続され、また、旧戦域の各国における地域開発が進むにつれ、御遺骨が発見されたとの情報が多く寄せられるようになりました。こうした状況を踏まえ、第 2 次計画（6 年計画）により、航空機の利用や現地住民を雇用した遺骨収集を実施しました。

第 3 次計画
(昭和 48 年～50 年)

昭和 47 年に元日本兵・横井庄一氏が救出されたことにより、遺骨収集への国民の関心が高まりました。こうしたこと等を受け、遺骨収集の更なる充実強化を図る第 3 次計画（3 年計画）により、集中的に遺骨収集を実施しました。

昭和 51 年～平成 17 年

第 3 次計画までに相手国の事情等で御遺骨を收容できなかった地域のうち、新たに收容が可能になった地域等を中心に、継続的な遺骨収集を実施しました。

平成 18 年～現在

遺骨情報の減少等により、收容が困難になりつつあったため、平成 18 年度からは民間団体等の協力を得て海外未收容遺骨の情報収集を開始し、それに基づく遺骨収集を実施しました。

平成 28 年～
法律による
新たな取組

平成 28 年度に「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 12 号）が成立し、国の責務として、令和 6 年度までを集中実施期間とする新たな取組を開始しました。平成 28 年 8 月には、同法に基づき厚生労働大臣が、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会を指定法人とし、以降、同協会とともに遺骨収集を実施しています。

・ 戦没者遺骨の年度別收容状況

政府派遣による戦没者遺骨の收容状況は、以下の通りです。

(令和 2 年度末時点)

年 度	平成 22 年度まで	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (※)	合計 (単位：柱)
遺骨收容柱数	333,692	1,983	1,221	2,520	1,411	1,051	886	939	838	407	90	345,038

※ 令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、海外における遺骨収集事業を実施することができず、硫黄島及び沖縄において実施。



パラオ諸島



東部ニューギニア

・ 遺骨収集の一般的な流れ

① 事前準備

- ・ 御遺骨の所在情報に基づき、収集場所を決定
- ・ 関係国や現地の行政府等と調整
- ・ 派遣団体と打合せ

※ 遺骨収集の前に現地調査も行います。

② 結団式



出発前に派遣団員と打合せを行います。

③ 現地行政府への表敬訪問と打合せ



相手国政府や現地の関係機関の協力を得るため打合せを行います。

④ 遺骨収集



現地作業員と協力して収容作業を行います。



派遣団員によって1柱ずつ丁寧に御遺骨を収容します。

⑤ 遺骨鑑定



日本と現地の双方の遺骨鑑定人により、日本人の御遺骨である蓋然性を確認するために慎重に御遺骨の形質鑑定を行います。

⑥ DNA鑑定のための検体採取



御遺骨の一部をDNA鑑定用の検体として日本に持ち帰り、所属集団の判定を行います。科学的な鑑定を終えるまでは、検体以外の部位は現地で丁寧に保管します。

⑦ 御遺骨の送還



日本でのDNA鑑定の結果、日本人の御遺骨であると判定された御遺骨については、再度現地に行き、慰霊のため御遺骨を焼骨し、追悼式を行い、日本に送還します。

⑧ 遺骨引渡式



派遣団から厚生労働省職員へ御遺骨が渡されます。



○ DNA鑑定について

・身元特定のためのDNA鑑定

[遺留品等の手掛かり情報がない御遺骨の身元特定のためのDNA鑑定]

厚生労働省では、平成15年度から、戦没者の御遺骨を御遺族へお返すするため、遺留品等から御遺族が推定できる場合に、御遺族からの申請に基づいて、国（厚生労働省）の費用負担で身元特定のためのDNA鑑定を行っており、令和3年3月末までに、1,200件の身元が判明しています。

※ DNA鑑定は、戦没者遺骨の一部と御遺族の頬（口の内側）の粘膜からDNAを抽出し、これらの配列を比較して血縁関係の可能性を推定します。

一方、戦後75年以上を経て御遺族が高齢化されていることを踏まえ、平成29年度より沖縄県、令和2年4月からは硫黄島及びキリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁で収容された戦没者遺骨について、遺留品等の手掛かり情報のない戦没者遺骨のDNA鑑定を公募により実施しています。

その結果、令和2年8月及び9月に、キリバス共和国の戦没者遺骨2柱について、また、同年12月に硫黄島の戦没者遺骨2柱について、それぞれ御遺族との間で身元が特定されました。

これらの結果を踏まえ、遺留品等の手掛かり情報がない御遺骨の身元特定のためのDNA鑑定を地域を限定せずに、公募により実施することとし、令和3年10月を目途に受付を開始することとしています。

今後、鑑定体制の拡充等を進めた上で、申請方法等の詳細については、令和3年8月から9月頃にお示しする予定ですので、厚生労働省ホームページでご確認ください。

（厚生労働省ホームページ：「戦没者遺族等への援護」のURL）

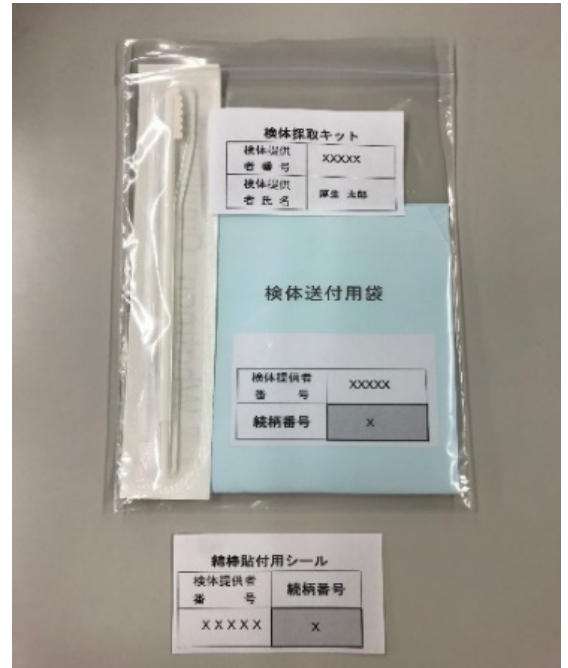
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/senbotsusha/>

・ 身元特定のためのDNA鑑定の一般的な流れ

① ホームページなどで御遺族と思われる方からDNA鑑定の申請を募ります。※1

厚生労働省で申請内容を確認のうえ、検体提供者へ検体採取キットを送付し、DNAサンプルを提供いただきます。

DNAサンプルは検体採取キットに同封されている、「検体採取要領」に従い、ご自身の頬（口の内側）の粘膜を採取していただきます。



検体採取キット（御遺族用）

② 御遺骨と御遺族から提供されたDNAサンプルを、鑑定機関（大学）にお渡しし、DNA鑑定を行います。※2

③ DNA鑑定の結果について、専門家による議論を行い、収集した御遺骨と御遺族の間に血縁関係があるかどうかを判定します。

④ 血縁関係が確認され、身元が特定された場合は、御遺族に御遺骨をお返しします。

④ 身元が特定できない御遺骨は、「国立千鳥ヶ淵戦没者墓苑」に納骨します。

※1 遺留品等の手掛かり情報がある御遺骨については、従来どおり関係御遺族へ厚生労働省からDNA鑑定のご案内をし、御遺族がDNA鑑定を希望する場合、検体採取キットを送付し、DNAサンプルを提供いただきます。

※2 長期間経過した御遺骨では、DNAの損壊が著しく、DNAが抽出できない場合等があります。

・御遺族に御遺骨をお返しした数（令和2年度末時点）

年度	平成25年度まで	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	合計（※）
御遺族に御遺骨をお返しした数（柱）	1,343	68	41	41	20	50	22	21	1,606

※ DNA鑑定以外により判明し、御遺骨をお返しした数を含む。

・身元特定のためのDNA鑑定結果（令和2年度末時点）

単位（件）

処理年度	判明（①）	①判明の内訳			否定（②）	②否定の内訳			計（①+②）	計の内訳	
		a旧ソ連地域	bその他	bその他 内訳		a旧ソ連地域	bその他	bその他 内訳		a旧ソ連地域	bその他
平成15年度	8	8	0		0	0	0		8	8	0
平成16年度	47	47	0		24	6	18	沖縄 17、ノモン 1	71	53	18
平成17年度	157	157	0		36	36	0		193	193	0
平成18年度	168	168	0		245	245	0		413	413	0
平成19年度	149	149	0		187	184	3	沖縄 3	336	333	3
平成20年度	145	145	0		71	68	3	沖縄 3	216	213	3
平成21年度	86	84	2	硫黄島 1 PNG 1	76	76	0		162	160	2
平成22年度	46	43	3	フィリピン 1、PNG 1 沖縄 1	60	60	0		106	103	3
平成23年度	30	30	0		15	11	4	沖縄 4	45	41	4
平成24年度	32	30	2	硫黄島 1 サイパン 1	65	59	6	硫黄島 2、沖縄 3 ノモン 1	97	89	8
平成25年度	68	64	4	PNG 1 沖縄 3	126	110	16	沖縄 16	194	174	20
平成26年度	65	65	0		125	125	0		190	190	0
平成27年度	43	43	0		93	53	40	沖縄 40	136	96	40
平成28年度	40	39	1	占守島 1	394	92	302	沖縄 301 サイパン 1	434	131	303
平成29年度	16	14	2	沖縄 1、占守島 1	50	34	16	沖縄 16	66	48	18
平成30年度	49	49	0		444	94	350	沖縄 350（4地域分 18、10地域分 332）	493	143	350
平成31年度 令和元年度	25	23	2	トラック 2	231	69	162	ツバル 5、トラック 8 沖縄 50、タラ 99	256	92	164
令和2年度	26	18	8	タラ 2、硫黄島 3 トラック 2、沖縄 1	186	25	161	沖縄 56、タラ 98 トラック 6、マリヤ 1	212	43	169
合計	1,200	1,176	24		2,428	1,347	1,081		3,628	2,523	1,105

※ ①判明の数はDNA鑑定の結果、身元が特定された申請者（御遺族）及び御遺骨の数であり、②否定の数は身元が特定されなかった申請者（御遺族）の数である。

・千鳥ヶ淵戦没者墓苑納骨数（令和2年度末時点）

年度	平成25年度まで	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度（※2）	納骨数 合計（※1）
納骨数（柱）	358,260	1,843	2,498	2,337	2,453	1,852	925	0	369,844

※1 納骨の後、DNA鑑定によって身元が特定され、千鳥ヶ淵戦没者墓苑から御遺骨をお出しし、御遺族にお返しした数等を除く。

※2 例年、御遺族にお返し出来ない御遺骨は、拝礼式の開催に合わせ千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨しているが、収容された御遺骨の一部が日本人の遺骨ではない可能性があるとの指摘を受けた事例を踏まえ、これまで検体を採取した御遺骨について日本人の遺骨であるか確認を行うこととしたため、令和2年度は納骨を行わなかった。

○ 戦没者の遺骨収集事業のあり方の見直しに係る対応状況

「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人ではない遺骨が収容された可能性が指摘されながら、適切な対応が行われてこなかったこと、それによって遺骨収集事業の信頼性が問われたことについては真摯に反省し、事業の見直しに取り組んでいるところです。

戦没者の遺骨収集に関する有識者会議からの意見を踏まえ、令和2年5月に、厚生労働省においてとりまとめた「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しについて」に則り、

- ・ ガバナンスの強化（情報共有・管理体制の整備）、情報公開
- ・ 収容・鑑定のあり方の見直し（科学的所見への適切な対応）
- ・ 鑑定体制の整備

を行っています。

具体的には、令和2年9月に、日本人の遺骨である蓋然性が高い場合に、DNA鑑定用の検体を採取して持ち帰り、他の部位は未焼骨のまま現地で保管し、日本において専門家による総合的な判断の結果日本人の遺骨であると判定された場合に、検体以外の部位を現地で焼骨し持ち帰るなどの、収容・鑑定のプロセスの見直しを行いました。

また、令和2年7月に、厚生労働省に、遺骨の科学的な鑑定や鑑定に関する研究等を行う「戦没者遺骨鑑定センター」を立ち上げ、体制の強化を図るとともに、これまで行っていた身元特定のためのDNA鑑定に加えて、日本人の遺骨であるかを判断するための所属集団の鑑定を行うため、「所属集団判定会議」及び「身元特定DNA鑑定会議」を定期的を開催しています。

今後も、一柱でも多くの御遺骨を、一日も早くふるさとに、そして御遺族の元にお返しすることができるよう、遺骨収集事業に取り組んでいきます。

お問い合わせ

○遺骨収集事業についてはこちら

厚生労働省社会・援護局事業課

東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL : 03-3595-2228

FAX : 03-3595-2229

※本パンフレットは厚生労働省ホームページにも掲載しております。

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 他分野の取り組み > 戦没者遺族等への援護

URL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/senbotsusha/index.html>

○遺骨収集事業に参加ご希望の方はこちら

一般社団法人 日本戦没者遺骨収集推進協会

東京都港区西新橋 1-5-11 11 東洋海事ビル 5 階

TEL : 03-3581-2755

FAX : 03-6206-1880

URL: <http://jarrwc.jp/>

○身元特定のためのDNA鑑定についてはこちら

- ・ 沖縄（沖縄県以外の都道府県在住の方）、硫黄島及びタラワ環礁で収集された御遺骨における身元特定のためのDNA鑑定を希望される御遺族は、「DNA鑑定申請書」に必要事項を記載の上、厚生労働省社会・援護局事業課鑑定調整室に提出下さい。
- ・ 沖縄県の戦没者遺骨のDNA鑑定を希望する沖縄県在住の方は、下記の沖縄県庁へご提出下さい。
なお、申請書等の様式は、下記連絡先に請求いただくか、厚生労働省のホームページからもダウンロードいただけます。

（厚生労働省連絡先）

TEL : 03-3595-2219、FAX : 03-3595-2229、メール宛先 : dnakantei@mhlw.go.jp

郵送宛先 : 〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 厚生労働省社会・援護局事業課 鑑定調整室

（沖縄県庁連絡先）

FAX : 098-866-2758、メール宛先 : aa031704@pref.okinawa.lg.jp

郵送宛先 : 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 沖縄県子ども生活福祉部 保護・援護課

戦没者慰霊事業の概要

令和3年5月

厚生労働省 社会・援護局

1 全国戦没者追悼式の挙行

先の大戦による戦没者を追悼し、平和を祈念するため、毎年8月15日は「戦没者を追悼し平和を祈念する日」とされ、政府主催により、天皇皇后両陛下御臨席の下に「全国戦没者追悼式」を日本武道館で挙行しています。

この式典には戦没者御遺族をはじめ内閣総理大臣、衆議院・参議院両院議長、最高裁判所長官のほか各界代表の方々が多数参列されます。



2 千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式の挙行

毎年5月下旬（※）、厚生労働省主催により、海外（硫黄島を含む）から持ち帰られた戦没者の御遺骨のうち、御遺族にお返しできない御遺骨を東京都千代田区にある「千鳥ヶ淵戦没者墓苑」に納骨し、併せてこの墓苑に納められている御遺骨に対して拝礼を行う「千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式」を皇族御臨席の下に挙行しています。（※令和2年度は中止致しました）

なお、これまでの納骨数は約37万柱となっています。



3 遺骨収集の実施

海外（硫黄島、沖縄を含む）での戦没者約240万人の遺骨収集は、昭和27年度から南方地域で開始されました。その後、平成3年度からは旧ソ連地域での抑留中死亡者について、さらに平成6年度からはモンゴル地域での抑留中死亡者についても遺骨収集を実施しています。

また、平成15年度からは、御遺骨を御遺族のもとへ可能な限りお返しするため、身元特定のためのDNA鑑定を実施しています。

陸海軍部隊や一般邦人の引揚者が持ち帰ったものを含めると、これまでに約128万柱の御遺骨を取

容していますが、戦後 75 年余りが経過し、戦友等から提供される遺骨情報が減少しています。このため、平成 18 年度以降、民間団体等の協力を得た未送還遺骨の情報収集や、海外の公文書館での資料調査を強化してきました。

こうした中、平成 28 年 3 月に「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 12 号）が成立しました。戦没者の遺骨収集が国の責務と位置づけられたほか、令和 6 年度までの期間を遺骨収集施策の集中実施期間とすることや、関係行政機関と連携協力を図ることが規定され、同年 5 月には「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」が閣議決定されました。また、同年 8 月には、戦没者の遺骨に関する情報収集や遺骨収集を行う者として一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会を指定し、同協会とともに遺骨収集を実施しています。



遺骨収容（ザバイカル地方）



遺骨収容（マリアナ諸島）

4 慰霊巡拝と戦没者慰霊碑の建立

厚生労働省では、旧主要戦域や遺骨収集を実施できない海域で戦没者を慰霊するため、昭和 51 年度から慰霊巡拝を計画的に実施しています。また、旧ソ連とモンゴル地域では、抑留中死亡者の埋葬地等を訪れる慰霊巡拝を実施しています。

さらに、戦没者遺児が旧戦域の人々と戦争犠牲者の御遺族という共通の立場で交流し相互の理解を深め、今後の慰霊事業の円滑な推進を図るため、広く戦争犠牲者の慰霊追悼を行う慰霊友好親善事業を平成 3 年度から実施しています。

厚生労働省では、戦没者への慰霊と平和への思いを込めて、昭和 45 年度以来、硫黄島と海外 14 か所に戦没者慰霊碑を建立しました。旧ソ連地域については、埋葬地のある地方毎に小規模な慰霊碑を順次建立しています。



現地慰霊（クラスノヤルスク地方）



現地慰霊（フィリピン）

戦没者慰霊碑建立状況

慰霊碑の名称	建 立 地	竣工年月日
硫黄島戦没者の碑	東京都小笠原村硫黄島	昭 46. 3. 26
比島戦没者の碑	フィリピン共和国 ラグナ州カリラヤ	昭 48. 3. 28
中部太平洋戦没者の碑	アメリカ合衆国(自治領) 北マリアナ諸島サイパン島マツピ	昭 49. 3. 25
南太平洋戦没者の碑	パプアニューギニア独立国 東ニューブリテン州ラバウル市	昭 55. 9. 30
ビルマ平和記念碑	ミャンマー連邦共和国 ヤンゴン市	昭 56. 3. 28
ニューギニア戦没者の碑	パプアニューギニア独立国 東セピック州ウエワク市	昭 56. 9. 16
ボルネオ戦没者の碑	マレーシア ラブアン市	昭 57. 9. 30
東太平洋戦没者の碑	マーシャル諸島共和国 マジュロ島マジュロ	昭 59. 3. 16
西太平洋戦没者の碑	パラオ共和国 ベリリュー州ベリリュー島	昭 60. 3. 8
北太平洋戦没者の碑	アメリカ合衆国 アラスカ州アッツ島(アリユーション列島)	昭 62. 7. 1
第二次世界大戦慰霊碑	インドネシア共和国 パプア州ビアク島パライ	平 6. 3. 24
インド平和記念碑	インド マニプール州インパール市ロクパチン	平 6. 3. 25
日本人死亡者慰霊碑	ロシア連邦 ハバロフスク地方ハバロフスク市	平 7. 7. 31
樺太・千島戦没者慰霊碑	ロシア連邦 サハリン州(樺太)スミルヌイフ	平 8. 11. 1
日本人死亡者慰霊碑	モンゴル国 ウランバートル市	平 13. 10. 15



硫黄島戦没者の碑



比島戦没者の碑



中部太平洋戦没者の碑



南太平洋戦没者の碑



ビルマ平和記念碑



ニューギニア戦没者の碑



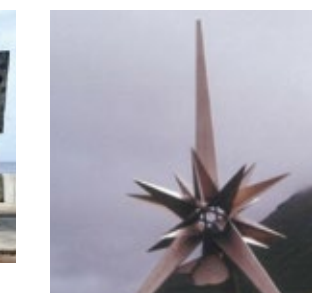
ボルネオ戦没者の碑



東太平洋戦没者の碑



西太平洋戦没者の碑



第二次世界大戦慰霊碑



北太平洋戦没者の碑



インド平和記念碑



日本人死亡者慰霊碑 (ロシア)



樺太・千島戦没者慰霊碑



日本人死亡者慰霊碑 (モンゴル)